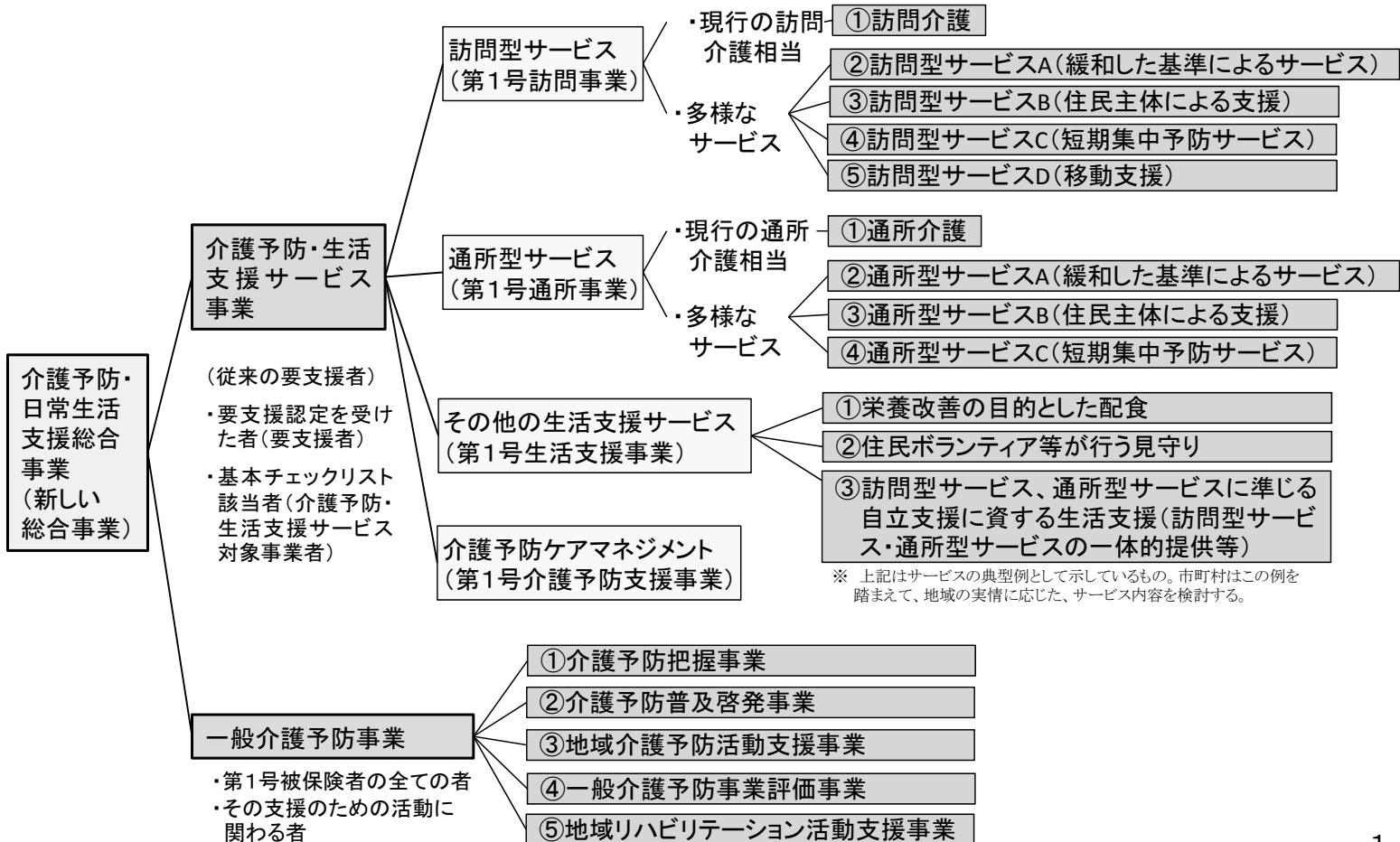
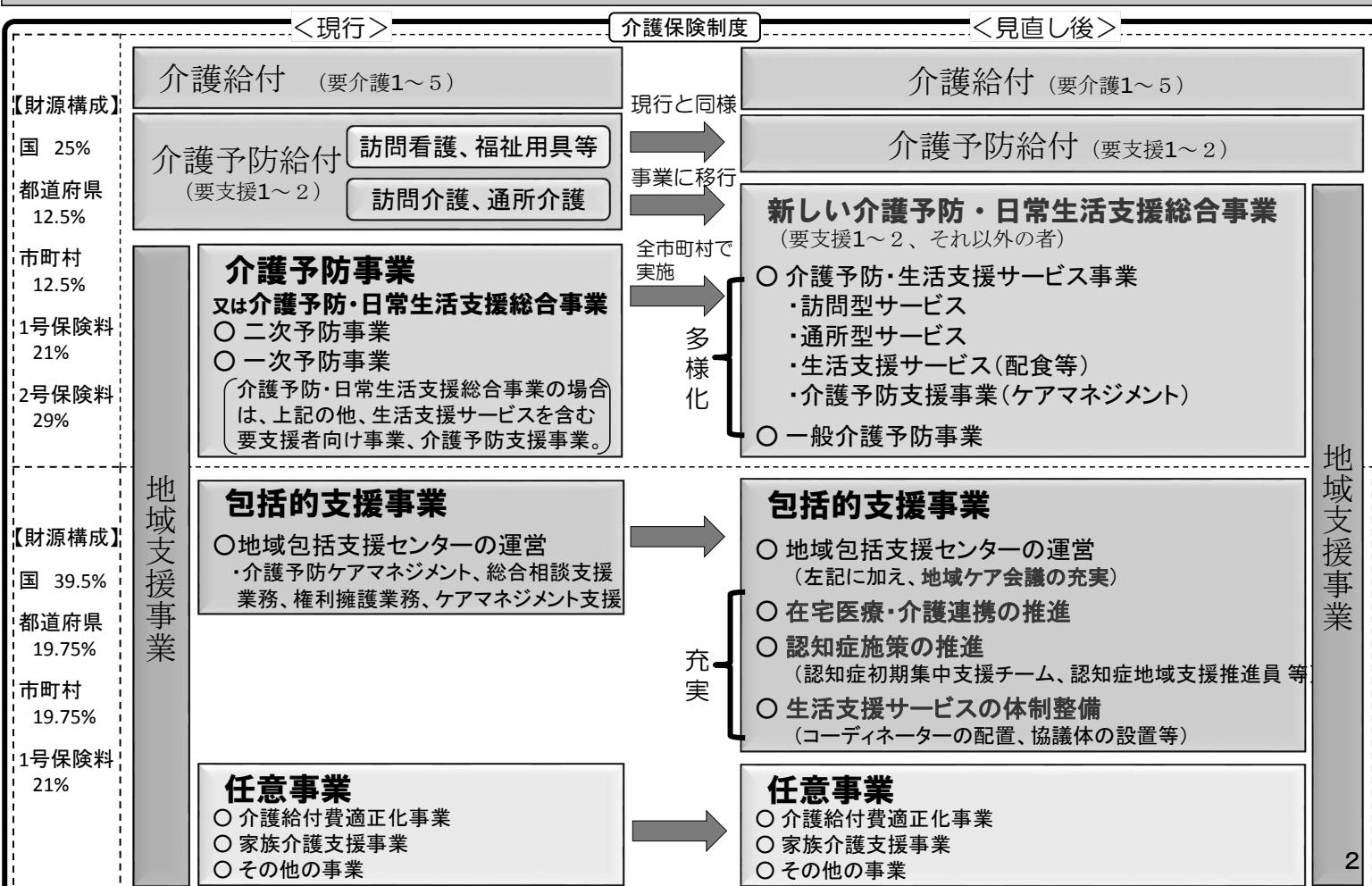


【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成 <参考資料1>



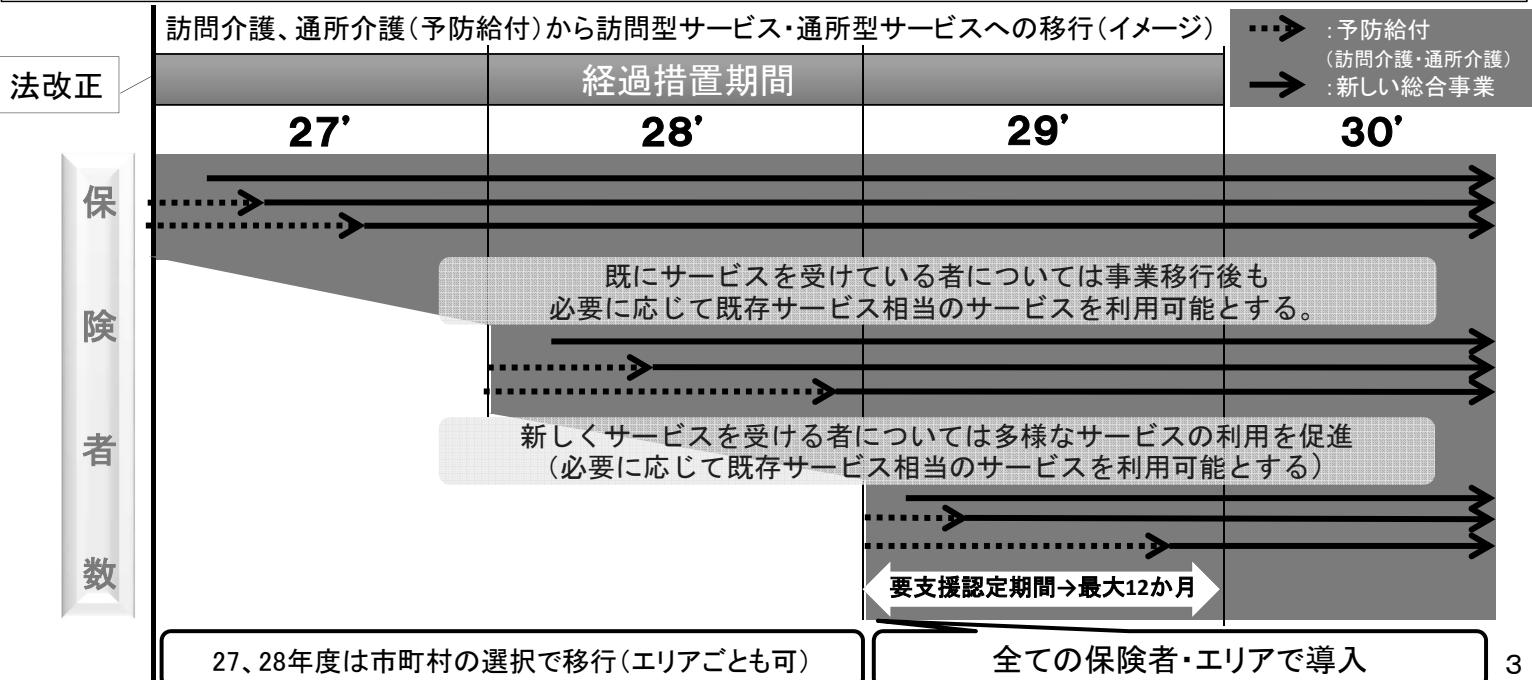
1

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



総合事業への円滑な移行

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
 - 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。
※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適當。
- <段階的な実施例>
- ① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）
 - ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
 - ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



【参考】総合事業への指定事業者制度の導入

- 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン（指針）を定め、円滑な移行を支援。
- 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入
 - ・指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減
 - ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る
 - ・審査及び支払についても、現在の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進

＜介護予防給付の仕組み＞

- ・指定介護予防事業者（都道府県が指定）
- ・介護報酬（全国一律）
- ・国保連に審査・支払いを委託



＜新しい総合事業の仕組み＞

①指定事業者による方法（給付の仕組みと同様）

- ・指定事業者（市町村が指定）
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

②その他の方法

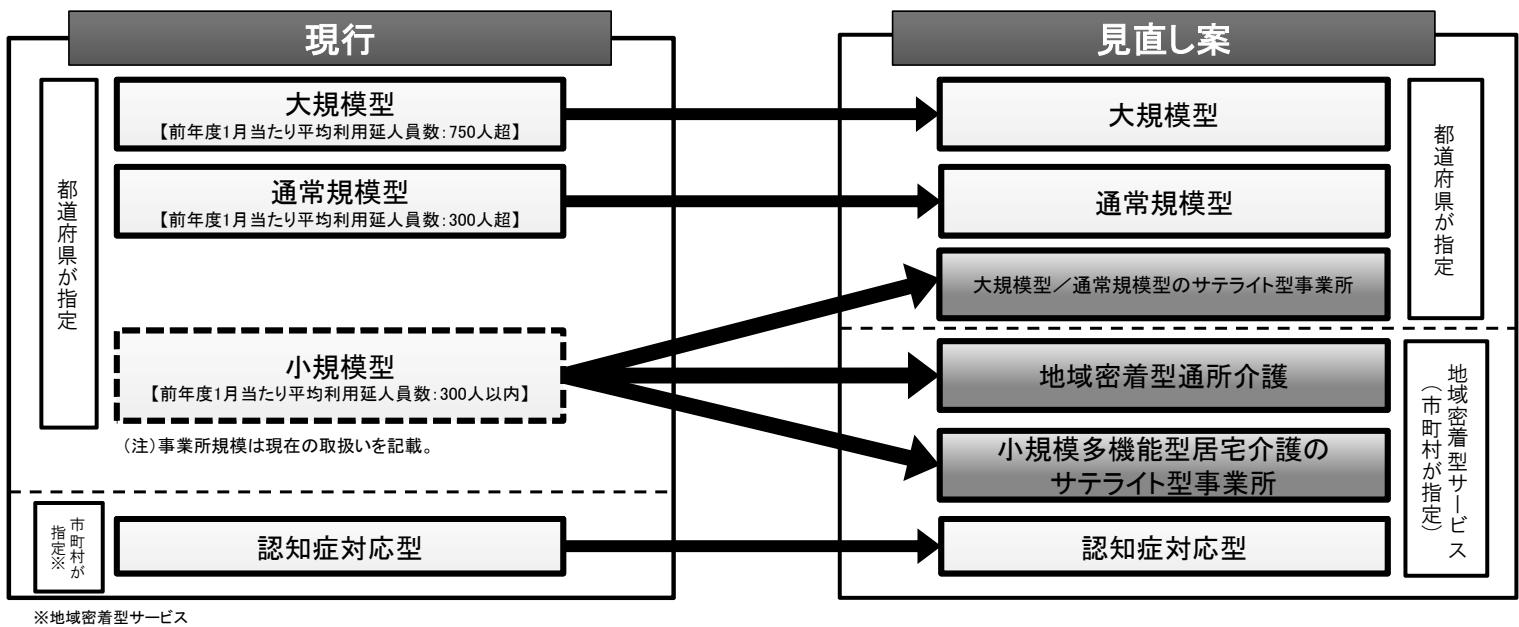
- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定
(利用者1人当たりに要する費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定)

（必要な方への専門的なサービス提供等）

- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
- ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
- ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

小規模型通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を検討。



※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

○事業所の指定・監督

○事業所指定・基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取

○運営推進会議への参加 等

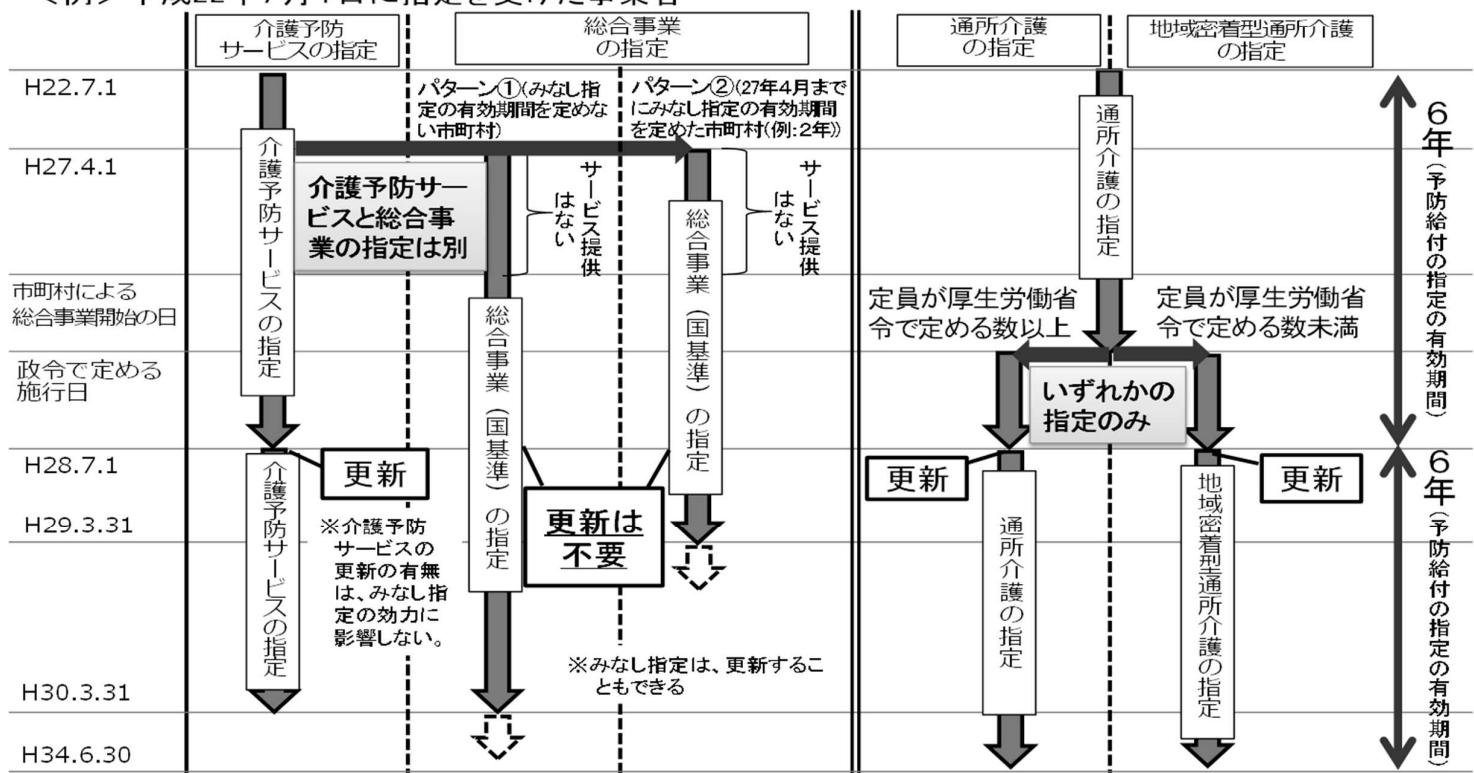
※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

5

総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定（現時点で検討しているもの）

- 総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業の指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。
- みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間（市町村が定める場合はその期間）、地域密着型通所介護が平成28年4月までの間で政令で定める施行日から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。

<例> 平成22年7月1日に指定を受けた事業者



6

総合事業のみなし指定について

<介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)より抜粋>

(改正法の規定)

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす（改正法附則第13条）旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

<表16：みなし指定の対応表>

既存の指定（平成27年3月31日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定

※ なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

- なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさないこととなっている（同条ただし書）。

（みなし指定の有効期間）

- みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とする※が、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定である。

※ みなしによる総合事業の指定については、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、みなし指定の有効期間は、全国一律平成27年4月1日からとなる。

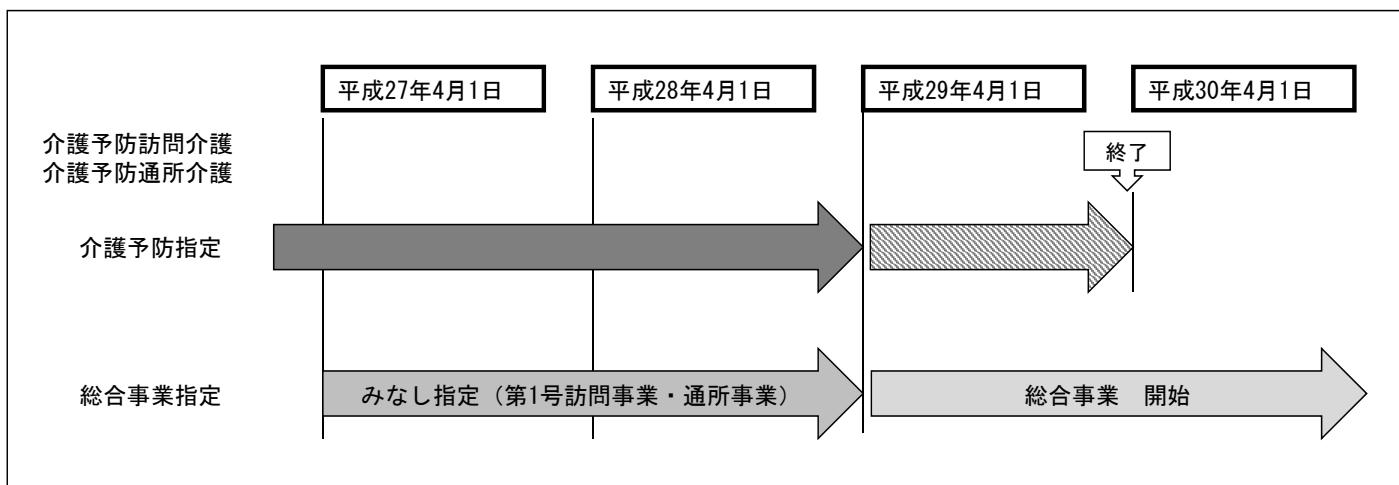
<介護予防訪問介護・通所介護の指定について>

- なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

（みなし指定の効力の範囲）

- みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶ。国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、影響が予想される事業者、市町村等と必要な調整が行われることが適当である。
みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となる。

（例）平成29年4月から総合事業を開始する場合



<参考資料2> 介護保険最新情報 Vol. 396 (平成 26 年 10 月 1 日厚生労働省老健局振興課)

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & Aについて】より抜粋

第6 総合事業の制度的な枠組み

区分	問	回答
問6	平成 27 年 4 月以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業者の新規指定や更新を受けた場合、当該事業所が所在する市町村が条例で事業の実施日を平成 27 年 4 月以降に猶予していたとしても、事業の実施日に総合事業のみなし指定は行われないのか。	行われない。
問8	例えば、要介護対象の広域型の通所介護事業所（都道府県指定）が、一体的に総合事業の通所型サービス（市町村指定）を行う場合など、事業者が給付の事業と総合事業を同一の場所で一体的に行う場合、人員基準や設備基準を満たしているかどうかについてどのように確認するのか。	通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準（案）についてはガイドライン案 P104 に記載しているが、基準については、総合事業の基準を市町村が、給付の基準を都道府県がそれぞれ確認することとなる。
問9	予防給付から総合事業へ移行期間中である平成 27 年度から平成 29 年度までの間にあっては、予防給付と総合事業の 2 つの指定を受ける事業所が出てくるが、人員や設備等は兼務・共用することが可能か。また、その際は特例的な考え方（予防給付と総合事業を一体的に運用する場合は常勤換算上 1 とする等）を採用するか。	経過的に兼務・共用することを可能とする経過規定を置くことが必要と考えており、経過規定の詳細については検討中である。
問10	平成 30 年度までの間にあっては、総合事業に移行した自治体に所在する事業所であっても、例えば、更新申請まで期間があり予防給付として通所介護を利用している要支援者が存在し、同じ事業所に要介護者、給付対象の要支援者、事業対象の要支援者が混在することも想定される。このとき、事業所においては給付と事業を同時に実施することができるのか。その場合、どのような基準を遵守すれば良いのか。	同時に実施することは可能である。通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準（案）についてはガイドライン案 P104 に記載しており、その際、原則として予防給付は都道府県が定める予防給付の基準、総合事業は市町村が定める総合事業の基準の遵守となるが、経過規定の詳細については検討中である。
問18	給付管理については、「事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行う」とあるが、ここでいう指定事業者は①現行の訪問介護・通所介護相当（訪問介護・通所介護）と②緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A・通所型サービス A）のことか。指定事業者以外のサービスは限度額管理をしなくても良いということか。	ご指摘のとおり、指定事業者とは、現行の訪問介護・通所介護相当と緩和した基準によるサービスである。指定事業者を使用したサービスについては、個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、また国保連を活用するサービスであることから、限度額管理の対象とすることとしている。一方、その他のサービスについては、限度額管理の対象とすることは予定していない。

第7 円滑な事業への移行・実施

区分	問	回答
問4	総合事業におけるみなし事業所について、事業者に対してみなし指定を行うかどうか判断することは可能か。また、平成27年4月以降に新総合事業における事業所の指定の基準を市町村が制定した際、現にみなし指定されている事業者に対し、みなし指定が有効期間であっても、指定を切り替えることは可能か。	<p>現在の指定事業者については、指定事業所側からの申出がない限り、平成27年4月1日に指定事業所とみなされる。ただし、原則3年間とする予定のみなし指定の有効期間については、市町村が要綱等で定めた場合には、3年未満とすることも可能とする予定である。指定事業所の見直しを検討されている市町村においては、みなし指定の期間を短縮するなど、地域の実情に応じて、適切なみなし指定の有効期間を検討していただきたい。</p> <p>また、平成27年4月以降に市町村が新たな指定の基準として、例えば、みなし指定の基準とは別に緩和した基準を定めた場合には、事業所が当該緩和した基準によるサービスを提供するためには、その基準に基づく新たな指定を受けることが必要となる。この場合、みなし指定を受けた事業所についても、緩和した基準に基づく指定を重ねて受けられることが可能であり、指定を受ければ、緩和した基準に基づくサービス提供ができることになる。</p>
問6	総合事業のみなし事業所のみなし期間は原則3年であり、3年以外の有効期間を定めることができるとのことであるが、3年以上と定めることはできるのか。	総合事業のみなし指定の有効期間については、原則3年間とするが、市町村が要綱等に定めることで、6年を超えない範囲で3年以上も可能とする予定である。市町村においては、効果的・効率的な事業の実施を推進する観点から、指定事業者によるサービス提供の状況等を踏まえて、適切なみなし指定の有効期間を検討していただきたい。
問7	平成27年4月以降に指定の更新を迎える事業所に関しては、指定の有効期間は平成30年3月31日までとするのか、それとも指定有効期間である6年とするのか。	<p>平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に指定の更新を迎える予防給付の訪問介護や通所介護の事業所に関しては、指定の更新をした場合には、予防給付の訪問介護、通所介護が完全に廃止されるまでの間の平成30年3月31日までが指定の有効期間となる。なお、総合事業の指定については、当該事業所は平成27年4月前から予防給付の訪問介護や通所介護の事業所指定を受けていたと考えられるところ、基本的には平成27年4月1日の段階で総合事業の事業者としてのみなし指定を受けており、みなし指定の有効期間は原則3年間であることから、原則平成30年3月31日までが指定の有効期間となる。(市町村が要綱等を定めることを通じ、3年とは異なる期間を定めることも可能とする予定である。)</p> <p>※ 仮に、総合事業のみなし指定の有効期間を1年間とした場合、平成28年3月31日までが総合事業の指定の有効期間となる一方で、予防給付の指定事業所の有効期間については、予防給付を経過的に受ける利用者のために指定や指定の更新が行われるところ、平成30年3月31日までとなる。</p>

問8	<p>新総合事業に移行後は、指定事業所は事業所の住所地の市町村においてのみなし事業所となるのか。現在の指定事業所の指定権限は都道府県にあり、事業所の住所地外の市町村の被保険者であってもその指定事業所を利用することができますが、新総合事業への移行時には、指定事業所の住所地外の市町村の被保険者は、指定事業所がその住所地外の市町村の指定申請を行わないと利用することができなくなるのか。</p>	<p>ガイドライン案P131にも記載したとおり、みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととしている。</p>
問9	<p>新総合事業が開始された市町村における事業所において、新規に又は更新として、旧介護予防通所介護等の事業所としての指定を都道府県に申請し、及び都道府県はその指定を行うことは可能なのか。</p>	<p>平成27年4月1日以降、総合事業が開始された市町村に所在する事業所に關し、都道府県が予防給付の訪問介護や通所介護の事業所としての新規の指定や更新を行うことは、平成30年3月31日までの間であれば可能であり、その場合の指定の有効期間は平成30年3月31日までとなる。</p> <p>なお、当該予防給付の事業所については、予防給付を経過的に受ける利用者ために指定が行われるところ、利用者が総合事業の利用を開始すれば、当該利用者は予防給付としての訪問介護や通所介護を利用することはできないため、当該予防給付の事業所のサービスを利用するることは想定されない。(予防給付に相当するサービスを必要とする利用者には、現行の訪問介護や通所介護相当のサービス事業としてサービスが提供される。)。一方、例えば、総合事業の実施を猶予している周辺の市町村の要支援者等が総合事業が開始された市町村の事業所のサービスを予防給付としての訪問介護や通所介護として利用することは想定されうる。</p>

<参考資料3> 全国介護保険担当課長会議（平成26年7月28日開催）資料についてのQ&A【9月19日版】より抜粋

(地域密着型通所介護関係)

区分	問	回答
問129	介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】では、「通所介護とは～（利用定員が厚生労働省令に定める数以上であるもの～）をいう。」とし「十八人」となっているが、デイサービスの資料では「通所介護事業所の利用定員が18人以下の事業所を地域密着型通所介護とする」になっている。どちらが正しいのか。	地域密着型通所介護については、利用定員が18人以下の事業所とする予定である。このため、通所介護は、利用定員が19人以上の事業所となる。
問141	利用定員18人以下を地域密着型通所介護とする予定のことだが、現行で通常規模型（前年度1月当たり平均利用延人数301～750人）で、かつ定員が18人以下の事業所も地域密着型サービスとなるのか。	<p>1 現在の介護報酬上、小規模型通所介護費の対象となる事業所は、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の場合であるが、地域密着型サービスとして位置付ける際には、固定的な基準が必要である。</p> <p>2 このため、現行の小規模型通所介護費の対象となる事業所を概ね位置付けることができる規模として、事業所の利用定員が18人以下である場合は、地域密着型通所介護とする予定である。</p> <p>3 このことから、現在、通常規模型の報酬を算定している事業所においても、現在届出がなされている事業所の利用定員が18人以下の場合は、地域密着型サービスとなる。</p>
問142	指定療養通所介護については、現行の基準で利用定員9人以下となっているが、平成28年4月1日以降は、すべて地域密着型サービスとなるのか。	利用定員18人以下の通所介護は、地域密着型サービスとなる。このため、利用定員9人以下の療養通所介護は、地域密着型サービスと整理することを検討している。
問143	現在、1の事業所において月曜～金曜の利用定員を30人、土曜の利用定員を10人としている場合、月曜～金曜について通所介護の指定が継続され、土曜について地域密着型通所介護のみなし指定を受けることになるのか。それとも、そもそも曜日ごとに定員を分けることは想定していないのか。（事例の場合では、利用定員は月～土まで30人、月～金曜は1単位目、土曜は2単位目という取扱いになるのか。）	<p>利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、単位ごとの定員のことではない。</p> <p>事例のような場合には、利用定員30人の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>
問144	地域密着型通所介護の利用定員については、定員18人以下と示されているが、事業所によっては、サービス提供単位ごとに定員19人以上と18人以下に設定している場合がある。このようなサービス体制を取っている場合は、サービス分類をどのように考えれば良いか。	<p>利用定員については、事業所において同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、サービス提供単位ごとの定員のことではない。</p> <p>事例のような場合には、利用定員19人以上の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>

問 145	<p>平成 28 年 4 月から小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行するが、利用者は原則として、事業所がある市町村に限定されるのか。また、他市町村の利用者については現行のような事務手続きをすることで利用可能とするのか。</p>	<p>1 平成 28 年 4 月 1 日以降の新規利用者については、その事業所がある市町村の被保険者のみがサービス利用の対象となるが、当該市町村の同意を得た上で他の市町村が当該事業所を指定すれば、他の市町村の被保険者が利用することも可能である。</p> <p>2 また、平成 28 年 4 月 1 日前からの既存の利用者については、それぞれの住所地である市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、当該市町村以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用することが可能である。</p>
問 148	<p>みなし指定について、みなし指定の対象事業所の確認（施行日前日の利用者に係る市町村の確認）は、各指定権者（A 市町村）が行うのか。また、どのように行うことを想定しているか。</p>	<p>1 各市町村においては、都道府県から地域密着型通所介護に移行する事業所の指定に係る必要書類や都道府県内における移行する事業所の情報などを引き継いでいただくことを検討している。</p> <p>2 A 市町村の被保険者が、B 市町村の事業所を利用している場合の把握方法としては、地域密着型通所介護に移行する事業所（B 市町村に所在）から、A 市町村に A 市町村の被保険者の利用実績などを報告することを通じ確認することを検討している。</p>
問 150	<p>既存の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行は、みなし指定ということで進が、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たな事業所は市町村の指定対象として、他の地域密着型サービスと同等の取扱いをすると捉えることいいいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
問 151	<p>「地域密着型通所介護に位置付ける際の判断基準となる利用定員については、現在届出がなされている利用定員により判断する」とあるが、移行後に区分をまたいで定員変更（例えば定員 18 名（地域密着）から 20 名（通所介護）の変更など）する場合は、それぞれの廃止・指定手続きが必要になるのか。</p>	<p>お見込みのとおり、地域密着型通所介護については市町村に対して廃止手続きが必要となり、通所介護については都道府県に対して新たに指定手続きが必要となる。</p>
問 156	<p>地域密着型通所介護の利用定員の判断は、「同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の上限が 18 人以下」の予定とあるが、指定通所介護と総合事業（通所型サービス）を一体的に運営する場合の定員の考え方はどうになるのか。</p>	<p>利用定員については、当該事業所において同時に指定通所介護（地域密着型通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限であり、この範囲内において総合事業を一体的に行うことも可能とすることを検討している。</p>